

住宅オーナー謝礼加算項目

No.	提供する設備等の内容	加算金額
1	建物にエレベーターが設置されている。※登録住宅の階数は問わない。	2,600円
2	敷地境界から登録住宅入口までの動線上に手すりが設置されている。 ※エレベーターが設置されている建物の場合、エレベーター内を除く。	410円
3	浴室に手すりが設置されている。	410円
4	トイレに手すりが設置されている。	410円
5	玄関に手すりが設置されている。	410円
6	敷地境界から登録住宅入口までの動線がフラット化されている、又は敷地境界から登録住宅入口までの動線にある段差がスロープになっている。	680円
7	居室の玄関にスロープが設置されており、かつ、居室内がフラット化されている。	680円
8	洗い場側の床面から浴槽の縁までの高さが45cm以下である。	680円
9	玄関・トイレ・居室内の扉がレバーハンドルである。※1か所あたり単価	410円
10	浴室戸が折れ戸又は引き戸である。	680円
11	玄関・トイレ・居室内(浴室戸を除く)の扉が引き戸である。※1か所あたり単価	680円
12	便器が洋式である。	1,000円
13	トイレが幅120cm以上、奥行150cm以上である。	370円
14	暖房便座である。	410円
15	温水洗浄便座である。	410円
16	浴室暖房器が設置されている。	1,380円
17	冷暖房設備が設置されている。	1,380円
18	入居者の死亡及び家賃の滞納等に対応するため、賃貸住宅管理費用保険に加入している。	300円
19	3点給湯方式である。	1,380円
20	IH調理器が設置されている。	790円
21	車椅子や椅子に座った状態で使用できる流し台又は洗面台である。	1,000円
22	蛇口がレバーハンドル又は自動水栓である。※1か所あたり単価	270円
23	エレベーターに外部通報装置が設置されている。※登録住宅の階数は問わない	260円
24	エレベーターに地震時管制運転装置が設置されている。※登録住宅の階数は問わない	410円
25	エレベーターに停電時自動着床装置が設置されている。※登録住宅の階数は問わない	410円
26	専有面積が25m ² 以上である。	660円
27	昭和56年6月以降に着工した建築物又は耐震診断により安全性が確認された建築物である。	710円

※設備謝礼の算定は、住宅登録の申請があった際に区が行います